

令和7年度 第2回 区長会資料 (資料編)

- 令和8年度新役員名簿・緊急連絡先の提出について・・・P1~4
- 令和8年度事業計画書について・・・・・・・・・・・・P5
- AED（自動体外式除細動器）設置場所一覧・・・・P6~7
- マイナンバーカードの更新手続・・・・・・・・P8~9
- 電子証明書の更新手續・・・・・・・・P10~11
- コンビニ交付のご案内について・・・・・・・・P12
- マイナンバーカードの健康保険証利用について・・・・P13
- 転出届のオンライン提出（マイボーネル）について・・・・P14~15
- ごみ分別アプリ「さんあ～る」について・・・・P16~17
- ごみの学習会（出前講座）について・・・・P18~19
- ごみステーション等整備事業補助金について・・・・P20
- ごみ散乱防止ネット購入助成について・・・・P21
- まちづくり委員会について・・・・・・・・P22
- 民生委員・児童委員の概要、名簿・・・・・・・・P23~24
- 除雪作業の協力について・・・・・・・・P25
- 空き家バンクについて・・・・・・・・P26
- 集落向け補助制度一覧表・・・・・・・・P27~36
- 移動図書館車巡回予定表について・・・・P37
- 八頭町福祉相談支援センターほっと・・・・P38
- 家計改善支援事業について・・・・・・・・P39
- 鍛冶屋温泉について・・・・・・・・P40

令和7年11月26日

区長（自治会長） 各位

八頭町長 吉田英人
(公印省略)

令和8年度新役員名簿・災害時等の緊急連絡先の提出について
(お願い)

初冬の候、貴職におかれましては、ますますご健勝でご活躍のことと存じます。この一年間、町政推進のため、多大なるご協力を賜りましたこと、心より感謝申し上げます。

さて、新年を迎えますと、貴集落におかれましては役員改選の時期と思われますので、新区長（新自治会長）様におかれましては、区長文書発送の都合上、取り急ぎ電話等でご連絡をいただきますようお願いいたします。

また、災害が発生するおそれのある場合など、区長（自治会長）様と連絡を密にし、避難所の開設、住民の避難などの対応を行うため、「災害時等の緊急連絡先」につきましても、ご提出していただきますよう併せてお願いいたします。

今後とも引き続きご協力いただきますよう重ねてお願いいたします。

«区長名簿の提供について»

各集落からご報告いただきました名簿について、区長会代表者・国、県の関係機関・公共工事の請負業者・警察・JR・中国電力等からの公共性が高いと認められる情報提供依頼があった場合は、区長（自治会長）様の連絡先を提供することができますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

総務課 電話 76-0201 FAX 73-0147
船岡住民課 電話 72-0044 FAX 73-0290
八東住民課 電話 84-1222 FAX 84-2818

令和 年 月 日

令和 年度 役員報告書

集落名		町報等の配布世帯数		世帯		班数	
		町報等の配布予備	必要(1部・2部・一部)・不要	任期	該当		
役員名		氏名・住所・電話番号		性別	任期	該当	担当課
区長	氏名	住所		男・女	年 月 日 ～ 年 月 日	全町	総務課 76-0201
	住所						
(○してください) 自治会長	電話	携帯		男・女	年 月 日 ～ 年 月 日	全町	防災室 76-0203
	携帯						
自警団長	氏名			男・女	年 月 日 ～ 年 月 日	全町	防災室 76-0203
	住所						
	電話						
	携帯						
公民館長	氏名			男・女	年 月 日 ～ 年 月 日	船岡八東	中央公民館 72-3113
	住所						
	電話						
農事実行組合長	氏名			男・女	年 月 日 ～ 年 月 日	全町	産業観光課 76-0208
	住所						
	電話						
婦人会長(世話役)	氏名			男・女	年 月 日 ～ 年 月 日	全町	社会教育課 84-1232
	住所						
	電話						
体育委員	氏名			男・女	年 月 日 ～ 年 月 日	全町	社会教育課 84-1232
	住所						
	電話						
健康づくり推進委員	氏名			男・女	年 月 日 ～ 年 月 日	全町	保健課 72-3566
	住所						
	電話						

役員名	氏名・住所・電話番号	性別	任期	該当	担当課
老人クラブ 会長	氏名	男・女	年月日	全町	福祉課 72-3586
	住所		～		
	電話		年月日		
環境美化 推進員	氏名	男・女	年月日	全町	町民課 76-0205
	住所		～		
	電話		年月日		
人権教育 部落推進員	氏名	男・女	年月日	郡家 船岡	人権 推進課 84-1228
	住所		～		
	電話		年月日		
交通安全 推進員 (交通安全協会)	氏名	男・女	年月日	八東	防災室 76-0203
	住所		～		
	電話		年月日		

★男女共同参画に関する女性登用率の調査のため、次の役職についても性別の記載(○印)をお願いします。

役職名	性別
副区長	男・女
会計	男・女

災害時等の緊急連絡先

優先順位 1	区長(自治会長)	
優先順位 2 役職	氏名	住所
	電話	携帯
優先順位 3 役職	氏名	住所
	電話	携帯

- ・時間外に役場へ持参される場合は本庁舎の宿日直へ預けてください。
- ・メール・FAXでの報告も可能です。

メールアドレス FAX番号	総務課	yazu-soumu@town.yazu.tottori.jp FAX 73-0147
	船岡住民課	fn-jyumin@town.yazu.tottori.jp FAX 73-0290
	八東住民課	ht-jyumin@town.yazu.tottori.jp FAX 84-2818

(新役員報告書追加欄)

役員名	氏名・住所・電話番号	性別	任期	該当	担当課
	氏名	男・女	年月日		
	住所		～		
	電話		年月日		
	氏名	男・女	年月日		
	住所		～		
	電話		年月日		
	氏名	男・女	年月日		
	住所		～		
	電話		年月日		
	氏名	男・女	年月日		
	住所		～		
	電話		年月日		
	氏名	男・女	年月日		
	住所		～		
	電話		年月日		
	氏名	男・女	年月日		
	住所		～		
	電話		年月日		
	氏名	男・女	年月日		
	住所		～		
	電話		年月日		
	氏名	男・女	年月日		
	住所		～		
	電話		年月日		
	氏名	男・女	年月日		
	住所		～		
	電話		年月日		
	氏名	男・女	年月日		
	住所		～		
	電話		年月日		

令和 年 月 日

令和8年度事業計画書（総務課関係）

集 落 名()
区長(自治会長)名()

区分	施設名	計画内容
① 集会所改修等	<例>集会所、広場、遊具、倉庫等	<例>必要な理由(新築、改修等)、建築面積〇〇m ² 、敷地面積〇〇m ² 、概算事業費〇〇万円 等
② 可搬消防ポンプ(新設)	<例>消防ポンプC型(空冷)	<例> 概算事業費〇万円 1台 等
③ カーブミラー	<例>新設、修繕	<例>必要な理由、概算事業費〇〇万円 ○か所 等

※ この事業計画書は、来年度の予算確保に向けた資料となります。

※ 事業実施の際には事前に担当課へご相談願います。

※ 計画書は、令和8年1月30日(金)までに総務課・船岡住民課・八東住民課へ提出願います。

※ 詳しくは、総務課(76-0201)へお問い合わせ願います。

AED(自動体外式除細動器) 設置場所一覧

地域	施設名	住所
郡家地域	八頭町役場 本庁舎	八頭町郡家493番地
	郡家東保育所	八頭町稻荷167番地
	郡家保育所	八頭町郡家71番地1
	国中保育所	八頭町石田百井3番地2
	子育て支援センター	八頭町郡家殿281番地3
	郡家西小学校	八頭町郡家541番地
	郡家東小学校	八頭町稻荷310番地
	八頭中学校	八頭町郡家296番地
	中央公民館	八頭町宮谷80番地
	郡家西地区公民館	八頭町郡家559番地
	郡家東地区公民館	八頭町稻荷195番地1
	郡家人権啓発センター	八頭町土師百井
	郡家野球場	八頭町郡家385番地3
	郡家武道場	八頭町郡家192番地1
	郡家体育館	八頭町郡家286番地2
	八東川水辺プラザ河川公園	八頭町久能寺1179番地1外
	大御門体育センター	八頭町郡家殿261番地
	郡家ふれあいドーム	八頭町下門尾180番地
	郡家保健センター	八頭町宮谷254番地1
	東郡家地区福祉施設	八頭町門尾31番地1
	上私都地区福祉施設	八頭町麻生188番地1
	中私都地区福祉施設	八頭町下津黒87番地5
	下私都地区福祉施設	八頭町大坪69番地1
	安徳の里姫路公園	八頭町姫路12番地
	郡家駅コミュニティ施設ぷらっとぴあ・やす	八頭町郡家648番地6
	物産館みかど	八頭町大門389番地1
	わんぱく児童クラブ	八頭町久能寺687番地

AED(自動体外式除細動器) 設置場所一覧

地域	施設名	住所
船岡地域	八頭町役場 船岡庁舎	八頭町船岡539番地
	船岡保育所	八頭町坂田30番地
	船岡小学校	八頭町坂田11番地
	船岡地区公民館	八頭町船岡539番地1
	隼Lab.	八頭町見櫻中154番地2
	済美地区公民館	八頭町船岡殿426番地
	大江地区公民館	八頭町下野335番地1
	船岡人権啓発センター	八頭町坂田
	隼プール	八頭町見櫻中149番地2
	船岡トレーニングセンター	八頭町坂田409番地1
	船岡地区福祉施設	八頭町船岡539番地1
	隼国民体育館	八頭町見櫻中76番地
	船岡保健センター	八頭町船岡殿159番地
	済美地区福祉施設	八頭町船岡殿426番地
	大江地区福祉施設	八頭町大江30番地
	船岡竹林公園	八頭町西谷564番地1
八東地域	八頭町役場 八東庁舎	八頭町北山63番地1
	八東保育所	八頭町安井宿1346番地
	八東小学校	八頭町富枝6番地1
	中央人権啓発センター	八頭町才代
	安部地区福祉施設	八頭町安井宿713番地1
	丹比地区公民館	八頭町北山48番地1
	八東総合運動公園	八頭町徳丸528番地
	八東ふれあいスポーツセンター	八頭町安井宿423番地1
	八東小学校体育館	八頭町富枝6番地1
	八東体育文化センター	八頭町富枝10番地1
	八東保健センター(男女共同参画センター)	八頭町徳丸578番地1
	八東ふる里の森	八頭町妻鹿野1572番地
	芸術文化交流プラザ	八頭町安井宿1346番地

マイナンバーカードの更新手続



JM03

マイナンバーカードには10年の有効期限があります。(18歳未満の方は5年の有効期限になります。)

有効期限が過ぎた場合には、マイナンバーカードを本人確認書類として使えなくなるほか、e-Tax等の電子申請やコンビニ交付・健康保険証等にも使えなくなりますので、更新手続を行っていただくようお願いします。

※更新手続後、交付通知書が届きますので、市区町村窓口にて新しいカードの交付を受けてください。

マイナンバーカードの更新にかかる手数料は、**無料**です。

同封物について

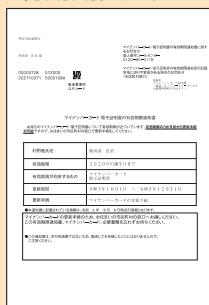
次の4点が封筒に封入されています。

申請方法は、本書をご覧ください。

本書



有効期限通知書



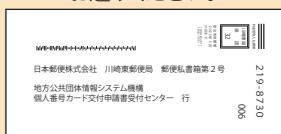
マイナンバーカード交付申請書

※マイナンバーカードの
更新のための申請書



返信用封筒

交付申請書を入れて
お送りください。

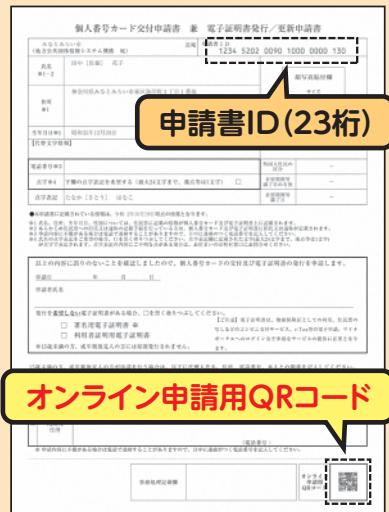


申請に必要な情報が記載
されています!

※郵便で申請する場合は必要事項
を記入して返信

交付申請書

申請書ID(23桁)



オンライン申請用QRコード

スマートフォンで申請

必要なもの



オンライン申請用
QRコード



スマートフォン



顔写真データ



半分以上の方が
スマートフォンや
パソコンからの
申請なんだって!

申請方法

- ①スマホで顔写真を撮影
- ②スマホで交付申請書の **オンライン申請用QRコード** を読み取る
- ③表示された申請用WEBサイトでメールアドレス等を登録
- ④メールアドレスに申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了

パソコンで申請

必要なもの



申請書ID
(23桁)



パソコン



顔写真データ

申請方法

- ①6か月以内に撮影した顔写真データを用意
- ②申請用WEBサイトで **申請書ID(23桁)** を入力し、メールアドレス等を登録
マイナンバーカード パソコン
- ③メールアドレスに申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了

証明用写真機で申請

必要なもの



オンライン申請用
QRコード



お金



このマークが目印

申請方法

- ①タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択
- ②撮影用の料金を投入して、交付申請書の **オンライン申請用QRコード** をバーコードリーダーにかざす
- ③画面の案内にしたがって、必要事項を入力
- ④画面の案内にしたがって、顔写真を撮影して送信し、申請完了

郵便で申請

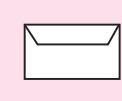
必要なもの



交付申請書



顔写真



返信用封筒

申請方法

- ①交付申請書に必要事項を記入し、6か月以内に撮影した顔写真を貼付
- ②返信用封筒に入れて郵送し、申請完了

カードの仕上がりが早い
オンラインでの申請がおすすめ!



「申請書ID」「QRコード」が印刷されていない手書き用申請書が送付されている場合は、現在お持ちのマイナンバーカードに記載の「マイナンバー(個人番号)」を記入のうえ申請いただくか、お住まいの市区町村窓口でQRコード付き申請書を入手のうえ申請手続きをお願いいたします。

- ①以下の顔写真のチェックポイントを参照して顔写真を撮影の上、オンラインまたは郵送で申請してください。
- ②お住まいの市区町村から「交付通知書」が届きます。
(申請から約1か月ほどかかりますので、お早めに申請ください)
- ③交付通知書の案内にしたがって、新しいマイナンバーカードをお受け取りください。



顔写真のチェックポイント

サイズ
(縦 4.5cm×横 3.5cm)

- 最近6か月以内に撮影
- 正面、無帽、無背景のもの
- 郵便で申請する場合は、裏面に、氏名、生年月日を記入してください。

- 顔が横向きのもの
- 無背景でないもの
- 正常時の顔貌と著しく異なるもの
- 背景に影のあるもの
- ピンボケや手振れにより不鮮明なもの
- 帽子、サングラスをかけ人物を特定できないもの

こういうのは
やめてね

お問い合わせ先

公式サイト

マイナンバーカード総合サイト

検索

<https://www.kojinbango-card.go.jp>



お問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

マイナンバー

平 日 9時30分～20時00分 (年末年始を除く)
土日祝 9時30分～17時30分

マイナンバーカードの紛失・盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3818-1250 におかけください。

外国語対応



Multilingual Info

- Please direct any inquiries in English to the following number. For details, you can also check the website.
- 如使用中文进行咨询，请拨打以下号码。详情也可访问主页进行确认。
- 如果您想使用中文洽詢，還請撥打以下電話專線聯絡，謝謝。詳細資訊請參閱網站。
- 한국어로 문의하시는 경우 이하의 전화번호로 연락주십시오. 상세한 사항은 홈페이지에서 확인할 수 있습니다.
- Para informes en español, diríjase al número de teléfono indicado a continuación. También encontrará información detallada en la página web.
- Favor entrar em contato no número de telefone abaixo para consultas em português. Maiores detalhes podem ser consultadas também na homepage.
- This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

Tel : 0120-0178-27 URL:<https://www.kojinbango-card.go.jp>

総務省・地方公共団体情報システム機構 (J-LIS)

Japan Agency for Local Authority Information Systems

地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) は、国と地方公共団体が共同して運営する法人です。

電子証明書の更新手続



マイナンバーカードに書き込まれた電子証明書には**5年**の有効期限があります。

有効期限が過ぎた場合には、e-Tax等の電子申請やコンビニ交付・健康保険証等に使えなくなりますので、お住まいの市区町村の窓口で更新手続を行っていただくようお願いします。

電子証明書の更新にかかる手数料は、**無料**です。

※電子証明書のみの有効期限が過ぎた場合でも、対面の本人確認書類としては引き続き使えます。

同封物について

次の4点が封筒に封入されています。
更新方法は、本書をご覧ください。

本書

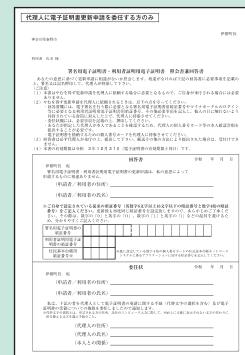


有効期限通知書



照会書兼回答書

※電子証明書の
代理人申請に必要。



照会書兼回答書封入用封筒

※電子証明書の
代理人申請に必要。

「照会書兼回答書」封入用封筒

電子証明書を複数枚持つ場合は、
「照会書兼回答書」に必要な事項を記入してこの封筒に入れ、
代理人に渡してください。

本人が更新手続をする場合

- ①右記の持ち物を持って、お住まいの市区町村窓口へ
- ②窓口でお持ちのマイナンバーカードに新しい電子証明書を書き込みます

更新にはカード交付時に設定した暗証番号が必要です

- 署名用電子証明書………6~16桁の英数字
- 利用者証明用電子証明書…4桁の数字
- 住民基本台帳用…4桁の数字

※暗証番号を控えた用紙等があればお持ちいただくとスムーズです。

※暗証番号をお忘れの場合は窓口で再設定ができます。

※顔認証マイナンバーカードへの設定の切り替えを希望される方は、
市区町村窓口でお申し出ください(★)。

- ③更新手続が完了

持ち物



マイナンバーカード



有効期限通知書

※お忘れでも手続可能です



顔写真は不要です

注意事項

- ・市区町村の窓口で電子証明書更新申請書をご記入いただきます。
- ・電子証明書は、オンラインで確実な本人確認を行えるものであり、発行には対面での厳格な本人確認が必要なことから、市区町村又は市区町村が指定する郵便局の窓口でのみ更新できます(スマートフォン、パソコンによる申請はできません)。
- ・更新手続きは予約制となっている市区町村もありますので、ホームページ等でご確認ください。
- ・更新当日は、健康保険証、コンビニ交付等のサービスを利用できない場合があります。
また、e-Tax等、更新当日に利用できないサービスもありますので、各サービスの利用案内等をご確認ください。

代理人に更新手続をお願いする場合

- ①申請者が照会書兼回答書に必要事項を記入し、同封した封筒に封入封かんの上、代理人に渡す
 - ※照会書兼回答書に記入する暗証番号は、カード交付時に設定した暗証番号を記入してください。
 - ※代理人申請時に暗証番号の照合ができない場合は、文書照会による再度来庁が必要となります。
 - ※顔認証マイナンバーカードへの設定の切り替えを希望される方は、照会書兼回答書の「いずれの暗証番号も設定しない」にチェックをしてください(★)。
- ②代理人は右記の持ち物を持って、申請者のお住まいの市区町村窓口へ
- ③市区町村職員が照会書兼回答書に記入された暗証番号により、新しい電子証明書を書き込みます
- ④更新手続が完了

持ち物



申請者本人の
マイナンバーカード



代理人の本人確認書類
マイナンバーカードや
運転免許証等
(顔写真付きのもの)

「照会書兼回答書」封入用封筒

照会書兼回答書
を封入封かんした封筒



有効期限通知書
※お忘れでも手続可能です

★顔認証マイナンバーカードについて

- ・暗証番号の設定を不要とし、利用者証明用電子証明書を用いる際の本人確認方法を顔認証又は目視に限定したカードです。
- ・顔認証マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書は、健康保険証としての利用は可能ですが、マイナポータルなど暗証番号の入力を必要とする各種オンラインサービスでは利用できません。
- ・市区町村窓口で手続ができます。

お問い合わせ先

公式サイト

マイナンバーカード総合サイト

検索

<https://www.kojinbango-card.go.jp>



お問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

マイナンバー

平日 9時30分～20時00分 (年末年始を除く)
土日祝 9時30分～17時30分

マイナンバーカードの紛失・盗難などによる一時利用停止
については、24時間365日受け付けます。

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3818-1250 におかけください。

外国語対応

- Please direct any inquiries in English to the following number. For details, you can also check the website.
- 如使用中文进行咨询，请拨打以下号码。详情也可访问主页进行确认。
- 如果您想使用中文洽詢，還請撥打以下電話專線聯絡，謝謝。詳細資訊請參閱網站。
- 한국어로 문의하시는 경우 이하의 전화번호로 연락주십시오. 상세한 사항은 홈페이지에서 확인할 수 있습니다.
- Para informes en español, diríjase al número de teléfono indicado a continuación. También encontrará información detallada en la página web.
- Favor entrar em contato no número de telefone abaixo para consultas em português. Maiores detalhes podem ser consultadas também na homepage.
- This telephone number is toll-free corresponding to English,Chinese,Korean,Spanish and Portuguese.

Tel : 0120-0178-27 URL:<https://www.kojinbango-card.go.jp>



総務省・地方公共団体情報システム機構 (J-LIS)

Japan Agency for Local Authority Information Systems

地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) は、国と地方公共団体が共同して運営する法人です。

マイナンバーカードがあれば

え!? コンビニで 住民票が取れる!?

マイナンバーカードを使って
「住民票の写し」や「各種証明書」を
全国のコンビニ等で取得できます。

いつでも！どこでも！簡単に！

利用できる店舗

- ◇ ローソン、ファミリーマート、
セブンイレブンなど

※マルチコピー機が設置されている店舗に限ります。▶

利用時間

- ◇ 午前6時30分から午後11時まで

(12月29日から1月3日とメンテナンス日はご利用いただけません)



ご利用には4桁の暗証番号が必要です。

※利用者証明用電子証明書が搭載されてないとご利用できません。



証明書取得後のデータは一切残りませんので、ご安心ください

- ◇ 交付手数料は窓口申請時より50円安くなります。

取得できる証明書	取得できる範囲	手数料
住民票の写し	本人及び同一世帯のみ	250円
印鑑登録証明書	八頭町で印鑑登録されている本人のみ	250円
所得課税証明書	本人のみ(最新のものに限る)	250円

※一通の価格です

マイナンバーカードが 健康保険証として利用できます！



どんないいことがあるの？



利用には申込が必要です 申込はカンタン！

●スマートフォン(PC)で申込

準備する
もの

- ① 申込者本人のマイナンバーカード + 暗証番号(数字4桁)
- ② マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン(又はPC+ICカードリーダー)
- ③ アプリ「マイナポータルAPP」のインストール



●セブン銀行ATMでも申込できる！

●八頭町役場町民課／船岡住民課／八東住民課窓口でも申込できる！

申込方法は
特設ページでも
確認できます！

https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html



健康保険証利用申込のお問い合わせ
マ イ ナ バー
0120-95-0178
音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間(年末年始を除く)

平日:9時30分～20時00分 土日祝:9時30分～17時30分

よくある質問



Q

マイナポータルから転出届を提出できるのはどんな人ですか？

Q

同一世帯の家族などの届出と一緒にできますか？

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引越しをする方が利用できます

同一世帯に属する方であれば、一緒に届出していただくことができます

Q

代理人によるマイナポータル経由での転出届の提出はできますか？

Q

今後、転出届を提出する場合は、必ずマイナポータルから提出することになるのですか？

同一世帯に属する方が代理人であれば手続可能です

(例)大学進学時に子どもが一人暮らしを始める際、親が手続をするケース

同一世帯に属さない方は代理で手続できません

これまでどおり、窓口での提出や郵送による提出も可能です

詳しくはデジタル庁ホームページをチェック！ →



本サービスやマイナンバーカード等についてのお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

受付時間

平日:9時30分~20時00分

土日祝:9時30分~17時30分(年末年始を除く)

(本サービスに関するお問い合わせについては、音声ガイダンスに従い「4番:マイナポータル」を指定してください)
(紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受付しています)

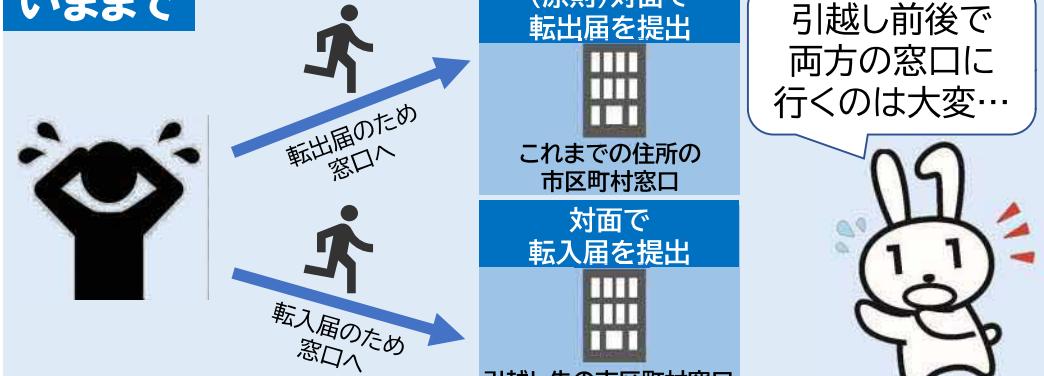
ご存じですか？

2023年2月6日スタート！



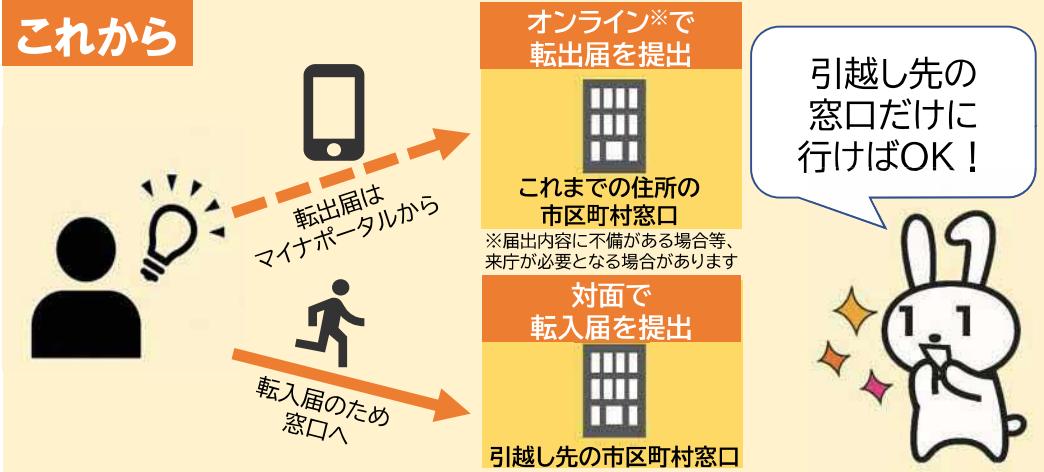
マイナンバーカードをお持ちの方は、
マイナポータルから転出届を
オンラインで提出できます！

今まで



マイナポータルを利用すれば…

これから



マイナポータルへの
アクセスはこちちら →

(ご利用には別途マイナポータル
アプリのダウンロードが必要です)

デジタル庁

マイナポータルから転出届を提出する 3つのメリット

オンラインで
できる！

(これまでの住所の市区町村
窓口に原則行かなくてよい)

いつでも
できる！

(窓口開庁時間と
気にせず手続きできる)

手続漏れ・持ち物
忘れを防止できる！

(引越し先の市区町村窓口で
必要な手続きや持ち物がわかる)

日本全国どこに引越しす時も使えるよ！
世帯での引越しでも使えるよ！



オンラインで簡単に！ 手続きの流れ

STEP1 マイナポータルへアクセス

STEP2 届出情報等の入力

STEP3 電子署名＆送信

手続完了！

- ✓ 市区町村窓口から入力内容の不備等による連絡があった場合は、その内容に従って対応してください。
- ✓ マイナポータルから転出届の提出を行った後は、各種案内に沿って、引越し先の市区町村窓口で転入届等の手続きを行ってください。

準備するもの

- 電子証明書が有効なマイナンバーカード
(暗証番号が必要になります)
- マイナポータルにアクセスする端末(スマートフォン・PC)
- 連絡先電話番号
- 新しい住所

こんな時に便利！～急な引越し編～

急な引越ししが決まった時にも…

- 急に転勤が決まったけど、引継ぎもあるし平日に休める日がない
- 引越しまで時間が無いから土日は新居探しや荷造りに充てたいなあ



24時間365日※、時間を気にせず手続きできるから
平日の仕事終わりなど、すき間時間に転出届が可能！

※システムメンテナンス等により利用できない場合もございます。その場合はマイナポータル等でお知らせします

こんな時に便利！～小さなお子様がいる編～

小さなお子様がいるご家庭でも…

- 小さな子どもを連れて遠くの窓口に行くのは大変
- 今の時期は窓口が混んでいるから、子どもが待っていられるかなあ



マイナポータルから手続きすれば
転出届のために市区町村窓口に行く必要ナシ！*

八頭町ごみ分別アプリ 令和5年8月より配信開始！



for iPhone
for Android

「ごみの分別方法や収集日に悩んだことはありませんか？」

ごみ分別アプリ「さんあ～る」は、分別方法を手軽に検索したり、ごみの収集日をお知らせする機能がついたアプリです。
ぜひ、ご利用ください。



分別検索

- ごみの品目名から、分別方法を検索できます。

ごみ分別ガイド

- 詳しいごみの分別、出し方や注意点を確認できます。

収集日カレンダー

- お住まいの地域を設定することで、収集日をカレンダー形式で確認できます。
- アラームで収集日を知らせる機能があります。

通知機能

- ごみに関する情報を確認できます。

お問い合わせ 八頭町役場町民課
TEL0858-76-0205 FAX0858-73-0147

アプリのインストール



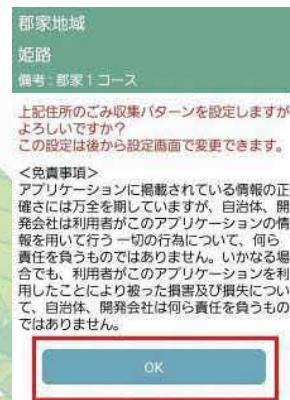
各ストアより「さんあーる」で検索し
ダウンロードしてください
右記のQRコードでもダウンロードできます



App Store
からダウンロード

GET IT ON
Google Play

初期設定



都道府県「鳥取県」→自治体「八頭町」→
お住いの集落（アパート）を選択してください

選んだ住所を確認して「OK」
をタップしてください

通知設定



「メニュー」→「設定」から

ごみ出し日の通知のON/OFFの設定と
通知対象のゴミ及び通知時間の設定が
可能です。

インフォメーション通知をONにするこ
とで八頭町からのお知らせをリアルタ
イムで確認できます。

ごみの学習会(出前講座)を開催してみませんか?

～利用のご案内～

町職員が皆様のお近くにお伺いして、ごみに関する学習会を開催します。

ごみについて、普段から疑問に思っていることをこの機会に解決してみませんか？

学習会開催の申込方法等は次のとおりです。どうぞ、お気軽にお申込みください。

1 申込方法について

- ・学習会開催希望日の1か月前までに「申込書」（裏面様式）を役場町民課へ提出願います。（郵送・FAX・メール可）
※「申込書」は八頭町ホームページからダウンロードすることもできます。
- ・申し込みができる方は、集落（自治会）、老人会、婦人会などの団体です。
- ・開催希望日程を2回分程度、「申込書」にご記入ください。
(※平日の夜や土日等も可能ですが、ご希望にそえない場合もあります。)

2 学習会の会場について

- ・集落公民館などお近くの会場にお伺いします。

3 学習会の内容について

- ・ごみの分別方法やごみの減量など、ご希望の学習会内容を「申込書」に記入してください。

※全体の所要時間は20分～30分程度の予定ですが、ご希望の内容や所要時間などがありましたらご相談ください。

4 その他

- ・会場設営等のご協力をお願いします。（学習会は無料）



「ごみの学習会」申込書

八頭町役場町民課 環境衛生係 行
(FAX: 0858-73-0147)

団体名 _____

代表者氏名 _____

連絡担当者氏名 _____

連絡先 _____

	開催希望日及び開催希望時間	開催場所
第1希望	令和 年 月 日() ----- 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで	
第2希望	令和 年 月 日() ----- 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで	

○参加予定人数 _____ 人程度

○学習会の内容（学習会で特に取り上げてほしい内容があれば、ご記入ください。）

○質問等（事前にごみに関する質問等があれば、ご記入ください。）

八頭町集落ごみステーション等整備事業補助金について

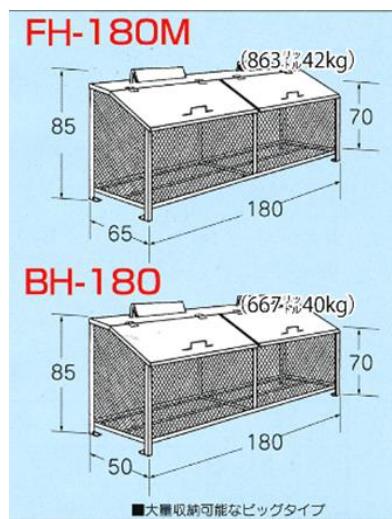
各集落ごみステーション施設の設置等の整備について、次のとおり支援しています。
ご希望等があれば、事前に町民課までにご相談ください。

形状		具体例	補助率	補助限度額
据置式	箱型	ロッカー、コンテナ等	補助対象経費の 1/2 以内 (1 個あたり)	5 万円
構築式	物置型	収納庫(トランクルーム)、物置等	補助対象経費の 8/10 以内 (1 個あたり)	100 万円
	一部開放型	囲い(コンクリート製、ブロック製、木製等)		

※補助金の額は、1,000 円未満切り捨てです。

形状	補助対象経費(消費税込)
据置式	購入費、修繕費 ※送料は、補助対象外
構築式	工事費、修繕費、用地購入費

【据置式】



高さ
キャスター: 864mm
アンカ:- 804mm

【構築式】

○物置型



○一部開放型



集落ごみステーション用の 「ごみ散乱防止ネット」購入助成を行います！

集落ごみステーションにおいて、集積ごみの散乱を防止し環境美化を図るため、次のとおり、ネット購入の経費に対し、補助を行います。

※申請手続きについては、町民課までお問い合わせください。

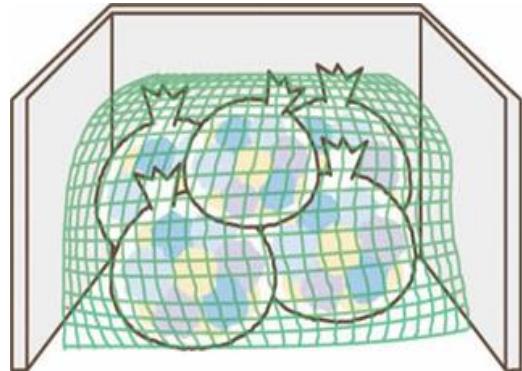
ごみ散乱防止ネット

○補助金額

購入価格の1／2以内（上限3,000円）

○補助対象

ごみステーション1カ所につき1枚まで
(※過去に補助対象となったごみステーションは対象外とします。)



【お問い合わせ】

八頭町役場 町民課 電話：76-0205

まちづくり委員会の位置づけの強化と体制整備

地域の様々な課題に対応するために、まちづくり委員会の位置づけを「地域の維持に向けた基盤組織」として明確にし、体制強化と積極的な住民参加を進めながら、まちづくり委員会に地域の力を結集します。

まちづくり委員会 <地域の維持に向けた基盤組織>



社会参加・交流機能

相談支援機能



さらなる高齢化・少子化、
孤立・孤独、縮小社会。
地域コミュニティの維持



活性化モデル 事業の実施

行政・社協が地域に出向き、まちづくり委員会の活動に加わりながら、伴走的に支援します。また、地区ごとの福祉活動計画の策定を支援し、地域で協力して課題解決に取り組む体制づくりを支援します。



行政・社協

参加する様々な人や団体と一緒に考える 地域の将来

地区ごとに福祉活動計画を策定



地域に暮らすあらゆる住民や団体

民生委員・児童委員の概要

<選任基準>

- ・社会福祉に対する理解と熱意があり、地域の実情に通じ、積極的な活動のできる者
- ・原則として75歳未満(選任時)

<民生委員・児童委員とは>

○地域の身近な相談相手、その内容に応じて関係機関への「つなぎ役」になります。

民生児童委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域(集落)において、生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ、適切な支援やサービスへの「つなぎ役」です。

民生委員は民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱されます。児童福祉法による児童委員を兼ねています。地域福祉を担うボランティアとして、非常勤の地方公務員としても位置付けられ、守秘義務を課されています。児童に関する仕事を専門に担当する主任児童委員も配置されています。八頭町の定員は民生児童委員66名、主任児童委員3名となっています。

地域の中での具体的な活動事例

- ・ひとり暮らし高齢者の見守り安否確認。定期的に訪問し、困っていることがないか伺う。
- ・高齢者、障がい者など、支援を必要とする方を、行政に伝えて支援につなげる。
- ・生活困窮世帯に対して、生活保護や生活福祉資金の借り入れなど制度の利用につなげる。
- ・旧小学校区単位で組織されるまちづくり委員会の活動へ参画する。
- ・小中学生の通学時間にあわせて、見守りを兼ねたあいさつ運動に参加する。
- ・避難行動要支援者台帳を活用し、災害に備えた地域の避難支援体制づくりに協力する。など

<民生児童委員協議会(民児協)としての活動>

- ・民生児童委員は八頭町民生児童委員協議会(民児協)に所属しますが、主な活動は郡家・船岡・八東地域それぞれに組織された支部を中心に活動します。
- ・町事業(要支援者の把握、証明事務やあて職)や町社会福祉協議会事業への協力、視察研修など
- ・毎月1回 定例会へ出席。定例会の内容は各種研修と情報交換など。
- ・県民生児童委員協議会やその他の機関が主催する研修会への参加し、知識の習得に努めます。

<活動手当>

民生委員には、報酬は支給されませんが、活動に対する実費弁償(交通費等)として、県から年間60,200円、町から年間36,000円の活動手当が支給されます。

<任期>

3年(現在:令和7年12月1日～令和10年11月30日まで)



八頭町民生委員・児童委員名簿

氏名	担当集落名
勝原 章雄	姫路・明辺・落岩
勝原 澄子	山志谷・麻生
大野 裕二	福地・野町
未 定	覚王寺・東市場
坂本 好江	市場
衣笠 章	上津黒・下津黒
平尾 和己	別府・篠波
井上 武志	延命寺・上大坪・下大坪
未 定	奥山上・口山上・上峰寺 下峰寺
田中 博明	山田・山路・花原
岸本 慶子	井古・稻荷・若葉
和泉藤吉郎	堀越・宝
福田 隆行	下坂・奥谷
伊藤 員子	下門尾・門尾
聲高 正人	カーサこおげ ドミールこおげ
未 定	福本・賀茂町・さつきヶ丘 天王木・はなさき台
田中 一誠	フローラル
草刈 康明	宮谷・のぞみ・つつみヶ丘 ひかりヶ丘
高橋 耕作	郡家東区
井上 千鶴	郡家中区・郡家北区
田中 洋子	郡家西区 1~4 班
未 定	郡家西区 5~6 班
田中 裕之	南ヶ丘・あおば台
尾崎 照子	すくも塚・さくら台
未 定	池田
村田 宏子	久能寺・緑ヶ丘 ヒルズさくら坂
未 定	万代寺・上万代寺 石田百井
森木 雅彦	米岡・土師百井 土師百井二
未 定	国中一区・国中二区
平木 文子	大門・花
岡村洋一郎	郡家殿・市谷
平木 信一	西御門

※ 県に推薦中(令和7年10月31日現在・敬称略)

氏名	担当集落名
岡田 峰男	大江
林 和広	下野
田中 仁二	橋本
未 定	塩上・水口
前田 幸己	船岡殿
岡島 吉正	下町・丸山
未 定	坂町上
佐々木 豊	坂町下
小嶋 宏	上町・下濃
福本 揚子	坂田・薬師
山本 光志	破岩・新庄
未 定	福井・隼福
前田佐知江	上野上・上野
西村 康志	隼郡家・見櫻中
尾崎 正明	見櫻・西谷・志子部
未 定	上日下部・下日下部
未 定	安井宿・桜ヶ丘
田中信一郎	小別府・新興寺
稻中 豊昭	横田・茂田
細田 利夫	才代二
北本喜久江	才代一・才代団地・竹市
川村 忠幸	東一・東二
高橋 淑子	三浦・佐崎・岩渕
未 定	奥野・茂谷・清徳・三山口 鍛冶屋・小畠団地
保木本つるえ	皆原
未 定	下徳丸・上徳丸
西尾 健	下南・重枝
宗元 英敏	中南・南団地
岡本 憲明	上南・島
田中美佐子	北山
森田 洋午	富枝・細見
未 定	志谷・中・稗谷
小林 美子	日田
未 定	用呂

主任児童委員名簿

氏名	担当地域
未 定	郡家地域
山本美智恵	船岡地域
加藤 邦雄	八東地域

令和7年11月26日

区長（自治会長） 各 位

八頭町建設課長
(公印省略)

除雪作業のご協力について（お願い）

初冬の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、町行政につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、今年も降雪期を迎えるにあたり、本町としましても主要幹線やスクールバス路線を中心として計画を策定し、体制を組み、除雪作業に備えているところです。

つきましては、下記の点について集落の皆様に周知していただき、円滑な除雪作業にご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 生活道路の除雪について、地区住民の皆様のご理解ご協力をお願いします。

*順次各路線の除雪を行いますが、降雪量により除雪が遅れることがあります。

スムーズな除雪を行うため、支障樹木の取除きや有害鳥獣の電柵及びメッシュの移動等、皆様のご協力をお願いします。

2 路上駐車や放置車両の取扱いについてご協力をお願いします。

*作業中の除雪車には、危険ですので近づかないでください。また、路上駐車や路上放置車は、除雪作業の障害となりますので、絶対にしないでください。除雪の支障となる場合、除雪できないこともありますので、ご承知願います。

3 機械除雪についてご理解をお願いします。

*「家の前を苦労して雪かきしたのに、除雪車が雪を積み上げていく」等の苦情が寄せられます。家屋が密集している道路ではやむを得ない場合がありますので、ご理解をお願いします。

なお、苦情の内容によっては、区長（自治会長）さんにご相談させていただくことがありますのでご承知願います。

除雪に関する問合せ
八頭町役場建設課
除雪係 (TEL 76-0206)

空き家を貸しませんか？売りませんか？

売りたいけど、どこに相談すればいいの？



親から引き継いだ財産を有効活用したい



いつまでも空き家だと管理が大変だなあ



「八頭町空き家バンク」では、空き家を借りたい方・買いたい方を見つけるお手伝いをしています。近年、UIターン者等の利用希望者からの問い合わせが増える一方で、登録された空き家が少なくなっており、住居が不足しています。

空き家の利活用促進と、集落内の空き家所有者の方への働きかけに、ご理解ご協力をお願いします。

八頭町空き家バンク

所有者から提供された空き家情報を、利用希望者へ紹介する制度

■ 空き家バンク登録の流れ

①申請

町へ申請書など必要書類を提出

②確認・調査

町が物件の現地調査（写真撮影）

③登録

町ホームページ等で情報発信

※空き家の管理は、所有者が行う必要があります。

Q 家財が残っているけど・・・

撤去費用を補助します。（要件あり）
借主/買主の同意の上、そのまま使ってもらう事例もあります。

Q 古いので修繕しないと住めないかも

修繕費用を補助します。（要件あり）
借主/買主向けの補助制度もあります。
※大規模な修繕が必要なものは登録をお断りする場合もあります。

Q 広い家でも買い手が見つかる？

お店やシェアハウスとして利用される事例もあります。

空き家バンクに関する窓口

八頭町 地域戦略室 空き家利活用担当

TEL：0858-76-0213

受付：月～金／午前8時30分～午後5時15分

E-Mail：yazu-akiya@town.yazu.tottori.jp

空き家の改修補助金についてもご案内します。
まずはお気軽に問い合わせください。

八頭町 空き家バンク



専門家による総合相談窓口

とっとり空き家利活用推進協議会

「とっとり暮らし住宅相談員」

TEL：090-4659-1908（東部地区担当）

受付：月～金／午前9時～午後4時30分

HP：<https://akiya-rikatsuyou.org/>

相続から管理のことまで空き家相談をワンストップで受付！宅建協会、建築士会、司法書士会、土地家屋調査士会からなる総合相談窓口です。

とっとり空き家利活用



集落向け補助制度一覧表

- ①八頭町集落公民館等整備事業補助金
- ②八頭町集落公民館等解体事業補助金
- ③八頭町防犯灯設置補助金
- ④八頭町消防施設整備事業補助金
- ⑤八頭町防災用土嚢整備事業原材料支給
- ⑥八頭町農業用施設等整備費補助金
- ⑦八頭町農林業用施設整備事業原材料支給
- ⑧-1.2 八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金
- ⑧-3 八頭町危険木伐採等事業補助金
- ⑧-4 八頭町産材利用促進事業費補助金
- ⑨八頭町土木事業原材料支給
- ⑩八頭町資源ごみ回収報奨金
- ⑪除雪機購入補助
- ⑫八頭町災害時における支え愛地域づくり推進事業補助金
- ⑬八頭町カーブミラー設置等補助金
- ⑭八頭町道路等愛護事業交付金

※ 翌年度の当初予算事業となりますので、4月以降の事業実施となります。
また、原則として年度中途での申請には対応できませんのでご了承願います。
(ただし、緊急の場合はこの限りではありません。)

①

補助金名	八頭町集落公民館等整備事業補助金				
補助事業概要	集落公民館等の新築・増改築並びに付属施設(広場、遊具、倉庫等含む)を改修する 経費に対し費用を補助するもの。				
補助金の額 (限度額等)	(千円未満の端数切捨て)				
	補助対象事業	補助対象事業費限度額	補助率		
	建築面積が30平方メートル以上 かつ事業費が30万円以上の集落 公民館等の新築又は取得(改修費 含む)	60世帯以上の集落 2,400万円	31世帯以上	21~30世帯	11~20世帯
		30世帯以上59世帯以下の集落 2,200万円	10分の2.5	10分の3.5	10分の4
		29世帯以下の集落 2,000万円			10分の5
	事業費が10万円以上の洋式トイレ への改修	300万円	10分の4	10分の4	10分の5
	建築面積が30平方メートル以上 かつ事業費が30万円以上の集落 公民館等の改築	60世帯以上の集落 2,400万円			
		30世帯以上59世帯以下の集落 2,200万円			
		29世帯以下の集落 2,000万円			
	建築面積が5平方メートル以上の 集落公民館等の増築又は一部改築	300万円			
	事業費が10万円以上の集落公民 館等の改修	300万円			
	事業費が120万円以上の集落公 民館等の増築及び改修又は一部改 築及び改修	600万円			
	事業費が10万円以上の集落公民 館等のバリアフリー化のための改 修	300万円			
	敷地面積が100平方メートル以上 の広場等の新設又は増設	250万円			
	事業費が10万円以上の広場等の 改修	250万円	10分の2	10分の2.5	10分の3
	事業費が10万円以上の遊具等の 新設、更新又は修繕	75万円			10分の4
	事業費が10万円以上の倉庫等の 新設又は更新	250万円			
	事業費が10万円以上の倉庫等の 修繕	75万円			
	事業費が10万円以上の有線放送 設備の改修	400万円			
	事業費が10万円以上の無線放送 設備の新設又は改修	400万円			
	事業費が10万円以上の水源確保 設備の新設又は改修	100万円			
	事業費が50万円以上の公共下水 道又は農業集落排水への接続	150万円			
	事業費が2万円以上の集落名称等 の表示看板の新設、更新又は修繕	10万円	10分の5		
摘要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、申請書及び見積書等が必要ですので、総務課管財係 へ事前に協議をお願いします。				

(2)

補助金名	八頭町集落公民館等解体事業補助金																	
補助事業概要	集落公民館等の解体、撤去並びに整地を行う経費に対し費用を補助するもの。																	
補助金の額 (限度額等)	<p style="text-align: right;">(千円未満の端数切捨て)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>補助対象事業費</th> <th>補助率</th> <th>補助対象事業費限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">集落公民館等の解体、 撤去並びに整地に要す る経費</td> <td>60世帯以上の集落</td> <td>2.5/10</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle; text-align: center;">200万円</td> </tr> <tr> <td>31世帯以上59世帯以下の集落</td> <td>3/10</td> </tr> <tr> <td>21世帯以上30世帯以下の集落</td> <td>3.5/10</td> </tr> <tr> <td>11世帯以上20世帯以下の集落</td> <td>4/10</td> </tr> <tr> <td>10世帯以下の集落</td> <td>5/10</td> </tr> </tbody> </table>			補助対象事業費	補助率	補助対象事業費限度額	集落公民館等の解体、 撤去並びに整地に要す る経費	60世帯以上の集落	2.5/10	200万円	31世帯以上59世帯以下の集落	3/10	21世帯以上30世帯以下の集落	3.5/10	11世帯以上20世帯以下の集落	4/10	10世帯以下の集落	5/10
補助対象事業費	補助率	補助対象事業費限度額																
集落公民館等の解体、 撤去並びに整地に要す る経費	60世帯以上の集落	2.5/10	200万円															
	31世帯以上59世帯以下の集落	3/10																
	21世帯以上30世帯以下の集落	3.5/10																
	11世帯以上20世帯以下の集落	4/10																
	10世帯以下の集落	5/10																
摘要 (申請手続等)	<p>事業の実施につきましては、申請書及び見積書等が必要ですので、総務課管財係へ事前に協議をお願いします。 ※八頭町集落公民館等整備事業補助金との併用はできません。</p>																	

担当課:総務課(76-0201)

(3)

補助金名	八頭町防犯灯設置補助金																																																							
補助事業概要	集落が行う防犯灯の新設、修繕、移転費用に対し、町が補助するもの。																																																							
補助金の額 (限度額等)	<p>実施事業費又は購入金額に下表の補助率を乗じて得た金額(千円未満の端数切捨て)以内で予算の範囲内の額。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新設の場合 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助率</th> <th>補助金額上限</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蛍光管</td> <td>1/2</td> <td>10,000円/基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>LED</td> <td>1/2</td> <td>20,000円/基</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 蛍光管からLED灯への取替 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助率</th> <th>補助金額上限</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>LED</td> <td>-</td> <td>10,000円/基</td> <td>器具(本体・LED管等)一式交換の場合</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 移設の場合 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助率</th> <th>補助金額上限</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蛍光管・LED</td> <td>1/2</td> <td>10,000円/基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>LED</td> <td>1/2</td> <td>20,000円/基</td> <td>蛍光管からLED灯に器具を更新する場合</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 修繕の場合 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助率</th> <th>補助金額上限</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蛍光管・LED</td> <td>1/2</td> <td>5,000円/基</td> <td>器具本体が対象(玉替えは補助対象外)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防犯灯柱 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種類</th> <th>補助金額上限</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新設・修繕</td> <td>-</td> <td>30,000円/基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移設</td> <td>-</td> <td>10,000円/基</td> <td>既設のポール等を使用</td> </tr> </tbody> </table>				区分	補助率	補助金額上限	備 考	蛍光管	1/2	10,000円/基		LED	1/2	20,000円/基		区分	補助率	補助金額上限	備 考	LED	-	10,000円/基	器具(本体・LED管等)一式交換の場合	区分	補助率	補助金額上限	備 考	蛍光管・LED	1/2	10,000円/基		LED	1/2	20,000円/基	蛍光管からLED灯に器具を更新する場合	区分	補助率	補助金額上限	備 考	蛍光管・LED	1/2	5,000円/基	器具本体が対象(玉替えは補助対象外)	区分	種類	補助金額上限	備 考	新設・修繕	-	30,000円/基		移設	-	10,000円/基	既設のポール等を使用
区分	補助率	補助金額上限	備 考																																																					
蛍光管	1/2	10,000円/基																																																						
LED	1/2	20,000円/基																																																						
区分	補助率	補助金額上限	備 考																																																					
LED	-	10,000円/基	器具(本体・LED管等)一式交換の場合																																																					
区分	補助率	補助金額上限	備 考																																																					
蛍光管・LED	1/2	10,000円/基																																																						
LED	1/2	20,000円/基	蛍光管からLED灯に器具を更新する場合																																																					
区分	補助率	補助金額上限	備 考																																																					
蛍光管・LED	1/2	5,000円/基	器具本体が対象(玉替えは補助対象外)																																																					
区分	種類	補助金額上限	備 考																																																					
新設・修繕	-	30,000円/基																																																						
移設	-	10,000円/基	既設のポール等を使用																																																					
摘要 (申請手続等)	事業の実施前に申請書、見積書及び設置場所の位置図等を総務課防災室に提出してください。																																																							

担当課:総務課防災室(76-0203)

(4)

補助金名	八頭町消防施設整備事業補助金		
補助事業概要	消防施設の新設、修繕、購入費用に対し補助するもの。		
実施事業費又は購入金額に下表の補助率を乗じて得た金額(千円未満の端数切捨て)以内で予算の範囲内の額。			
区分	施設名	補助率	備 考
新設	小型ポンプ一式	4/5以内、但し、集落の1戸当り(生活保護家庭除く)の負担上限額を5千円とし、集落負担上限額を超える部分については10/10	補助対象事業費限度額310万円
	防火水槽	4/5以内	
	消火栓	2/3以内、但し、集落の1戸当り(生活保護家庭除く)の負担上限額を5千円とし、集落負担上限額を超える部分については10/10	補助対象事業費限度額40万円
	小型ポンプ格納庫 備蓄倉庫	31世帯以上 10分の2 21世帯～30世帯 10分の2.5 11世帯～20世帯 10分の3 10世帯以下 10分の4	補助対象事業費限度額250万円 (基準額10万円以上)
	ホース乾燥設備、サイン	1/3以内	補助対象事業費限度額40万円
修繕	小型ポンプ(軽可搬)	1/2以内	補助対象事業費限度額30万円 (基準額2万円以上)
	消火栓(移転含む)	2/3以内、但し、集落の1戸当り(生活保護家庭除く)の負担上限額を5千円とし、集落負担上限額を超える部分については10/10	補助対象事業費限度額40万円
	小型ポンプ格納庫 備蓄倉庫	31世帯以上 10分の2 21世帯～30世帯 10分の2.5 11世帯～20世帯 10分の3 10世帯以下 10分の4	補助対象事業費限度額75万円 (基準額10万円以上)
	防火水槽	9/10以内	補助対象事業費限度額100万円
	ホース乾燥設備	1/3以内	補助対象事業費限度額40万円 (基準額2万円以上)
	サイン		(基準額2万円以上)
	発電機、ポータブル蓄電池		
購入	ホース、管鎗、吸管 ホース格納箱、水利表示 異形媒体、スラントパイン ヘルメット、略帽・帽子 ヘッドライト	1/2以内	
	法被・活動服	補助対象事業費限度額2万円 (1着当たり)	
	簡易水槽	組み立て式で持ち運びが容易なもの	
	発電機、ポータブル蓄電池	補助対象事業費限度額20万円	
	長机、パイプイス	集落災害対策本部設置用	
	ホワイトボード	保存期間3年以上	
	保存食・保存水		
	非接触式体温計		
	アルミマット、毛布、簡易ベッド(段ボール等)、簡易トイレ、座椅子		
	車椅子、担架、リヤー	避難用	
	チェンソー、土嚢袋		
	非常持出袋一式	補助対象事業費限度額1万円 (1セット当たり) セットで購入できるものに限る	
	トランシーバー		
AED・交換用パッド等	31世帯以上 10分の5 21世帯～30世帯 10分の5.5 11世帯～20世帯 10分の6 10世帯以下 10分の7		
摘要 (申請手続等)	事業の実施前に、申請書、見積書及び写真等の提出が必要です。 ※事業費が高額になる場合は、事前に総務課防災室に協議をお願いします。		

担当課:総務課防災室(76-0203)

⑤

補助金名	八頭町防災用土嚢整備事業原材料支給
補助事業概要	防災用として作成する土嚢に対し、原材料となる真砂土又は砂を支給する。
補助金の額 (限度額等)	原材料支給にかかる限度額は、1集落当たり年間20,000円以内の額。
摘要 (申請手続等)	※事業の実施前に、申請書及び見積書等を総務課防災室に提出してください。 ※事業に係る支給原材料の支払いは、町が業者に直接支払います。

担当課:総務課防災室(76-0203)

⑥

補助金名	八頭町農業用施設等整備費補助金
補助事業概要	農道・農業用用排水路等の改修、補修、維持管理、流入土砂撤去などに係る経費の一部を助成する。
補助金の額 (限度額等)	対象経費の2/3以内(ただし、1事業当たり上限20万円)
摘要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、事前に産業観光課農業係に協議をし、事業に関する認定を受けてください。

担当課:産業観光課(76-0208)

⑦

補助金名	八頭町農林業用施設整備事業原材料支給
補助事業概要	農道、林道、農業用用排水路等の施設整備に対し、原材料を支給する。 ※町道、私道及び利用者を制限している路線は対象としない。
補助金の額 (限度額等)	原材料支給にかかる限度額は、1集落当たり年間20万円以内の額。
摘要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、産業観光課農業係に協議をし、事業に関する認定を受けてください。 ※事業に係る支給原材料の支払いは、町が業者に直接支払います。

担当課:産業観光課(76-0208)

⑧-1

補助金名	八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金 (侵入防止柵整備事業)
補助事業概要	イノシシやシカ等の有害鳥獣による農林水産物等への被害を防止するため、2戸以上の農業者等で構成する任意の組織等に対し、電気柵やワイヤーメッシュ柵、防鳥テグス等の購入経費を補助することにより、鳥獣害からの被害防止の強化を促進する。
補助金の額 (限度額等)	<p>【新規設置の場合】 1 概ね1ha以上の受益面積に設置する場合は購入経費の5/6以内 2 上記1に該当しない場合は購入経費の2/3 ※国事業又は、県事業の要件に該当しない場合は、上記1の場合は購入経費の1/2以内。 上記2の場合は購入経費の1/3以内。 ※国事業の要件に該当する場合は、負担額なし。ただし、集落側の直営施工が条件。</p> <p>【雪害などによる修繕の場合】 ・修繕に係る資材購入経費の1/2以内。 ・事業費1万円以上が対象、補助金交付上限20万円。</p>
摘要 (申請手続等)	事業の実施については、事前に産業観光課に協議をお願いします。

担当課:産業観光課(76-0208)

⑧-2

補助金名	八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金 (鳥獣追払い用具購入事業)
補助事業概要	ニホンザル等の有害鳥獣による農林水産物等への被害を防止するため、地元住民による集団的な追い払い活動を実施する団体等に対し、花火等の追い払い用具の購入経費を補助するとともに、構成員の動物駆逐用煙火保安教育講習の受講経費を補助することにより、鳥獣害からの集落づくりの強化を促進する。
補助金の額 (限度額等)	<ul style="list-style-type: none"> ・花火、爆竹、電動モデルガン等の購入経費の2/3 ・動物駆逐用煙火保安教育講習受講経費 新規者 10/10 更新者 2/3
摘要 (申請手続等)	事業の実施については、事前に産業観光課に協議をお願いします。

担当課:産業観光課(76-0208)

⑧-3

補助金名	八頭町危険木伐採等事業補助金
補助事業概要	災害時に倒れることが予想される山林の危険木、倒木処理を業者等に委託する経費の助成をする。
補助金の額 (限度額等)	①閉鎖により孤立集落となる道路に被害が想定される立木 補助率:定額 ②公道、農業用施設又は住宅等に被害が想定される立木又は被害を与えた倒木 補助率:1/2(上限20万円、下限2.5万円)※木材等の売却額を控除 同一年度において同一の補助対象者につき1回限り
摘要 (申請手続等)	事業の実施については、事前に産業観光課に協議をお願いします。

担当課:産業観光課(76-0208)

⑧-4

補助金名	八頭町産材利用促進事業費補助金
補助事業概要	八頭町内の森林で伐採された木材を利用した木造住宅の建設、改修に要する経費の一部を助成する。
補助金の額 (限度額等)	町産材使用量(0.1m ³)に2.5万円を乗じて得た額以下(上限50万円)
摘要 (申請手続等)	事業の実施については、事前に産業観光課に協議をお願いします。

担当課:産業観光課(76-0208)

⑨

補助金名	八頭町土木事業原材料支給
補助事業概要	町道及び集落内法定外公共物等(赤線など)の整備促進を図るため、共同で事業を行う代表者に対して原材料を支給する。 ※私道及び利用者を制限している法定外公共物等は対象としない。
補助金の額 (限度額等)	原材料支給にかかる限度額は、1箇所当たり年間20万円以内の額。
摘要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、建設課に協議をし、事業に関する認定を受けてください。 ※事業に係る支給原材料の支払いは、町が業者に直接支払います。

担当課:建設課(76-0206)

⑩

補助金名	八頭町資源ごみ回収報奨金
補助事業概要	自治会、子供会、PTA、婦人団体、老人クラブ等、資源ごみ回収に協力する団体に報奨金を交付し、資源の再利用の推進とごみの減量化を図る。
補助金の額 (限度額等)	古紙類 1kgあたり 6円 金属類 1kgあたり 4円 ビン類 1本あたり 4円
摘要 (申請手続等)	報奨金を受けようとする団体は、事前に「資源ごみ回収団体届」を町民課環境衛生係に提出してください。 資源ごみ回収後、回収業者の証明書と資源ごみ回収報奨金交付申請書を町民課環境衛生係に提出してください。 (申請時に印鑑と振込先が分かるものが必要です。)

担当課:町民課(76-0205)

⑪

補助金名	除雪機購入補助
補助事業概要	集落内町道及び県道歩道除雪を行うため小型除雪機の購入、貸与の支援。 負担額は事業費のおおむね5分の1の額で貸与後の維持管理は各自治会で行う。 ※2万円以上の修繕に対し、事業費30万円を上限とし1/2の補助を行います。
補助金の額 (限度額等)	令和7年実績 12.9PS相当除雪機(除雪幅0.9m程度) 参考価格 1,155千円(地元負担額 231,000円) 11PS相当除雪機(除雪幅0.8m程度) 参考価格 750千円(地元負担額 150,000円)
摘要 (申請手続等)	補助を受けようとする集落は、建設課に相談してください。 ※来年12月までに納品するためには、遅くとも1月中に配備要望が必要です。

担当課:建設課(76-0206)

⑫

補助金名	八頭町災害時における支え愛地域づくり推進事業補助金
補助事業概要	支え愛マップ(災害時の避難支援及び平常時の見守りを目的として、要支援者及びその支援者の情報、避難所及び避難経路を盛り込んだ地図)づくりをとおし、要支援者に対する災害時の避難支援等の仕組みづくりや、平常時の見守り体制づくり等の住民組織等による取組を支援することにより、要支援者が身近な地域で安全安心に暮らすための地域住民及び要支援者自らが主体となったみんなで支え合う体制の充実を図る。
補助金の額 (限度額等)	①災害時要支援者対策促進事業:1集落当たり上限5万円 ②災害時要支援者対策ステップアップ事業:1集落当たり上限10万円 ※但し、上記①事業実施集落が翌年度以降の対象集落となります。 ③個別避難計画作成事業:1計画あたり5千円※但し、上限5万円 (避難行動要支援者台帳掲載者のうち自力で避難できない方)
摘要 (申請手続等)	申し込み先:①、②八頭町社会福祉協議会(申し込み年度の1月中旬まで) ③役場福祉課地域福祉係(申し込み年度の1月下旬まで) 補助対象経費: 報償費(講師謝金など)、旅費(講師旅費) 需用費(支え愛マップ作製のための消耗品、印刷製本費など) ※住民の方々の飲食経費は対象外 役務費(避難訓練のための傷害保険など) 使用料及び賃借料(研修会、講習会の会場借上など) 備品購入費(要支援者の避難に必要な簡易ストレッチャー、車椅子などの資機材)

※上記①事業実施済集落は、麻生、市場、落岩、福本、西御門、見櫛中、西谷、福井、橋本、皆原、新興寺、日田、小別府、茂田、東市場、篠波、郡家中区、郡家西区、新庄、北山、志谷、宮谷、才代二、若葉、万代寺、池田、三山口、才代一、郡家東区、下日下部、山路、岩渕、横田、下徳丸の34集落です。
※上記②事業実施済集落は、「北山」、「福本」、「岩渕」の3集落です。

担当課:福祉課(72-3586)

⑬

補助金名	八頭町カーブミラー設置等補助金											
補助事業概要	カーブミラーの新設、修繕費用に対し補助するもの。											
補助金の額 (限度額等)	<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>補助率</th><th>補助金額(上限)</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>新設・修繕</td><td>1/2</td><td>130,000円/基</td><td></td></tr></tbody></table>				区分	補助率	補助金額(上限)	備考	新設・修繕	1/2	130,000円/基	
区分	補助率	補助金額(上限)	備考									
新設・修繕	1/2	130,000円/基										
摘要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、事前に総務課防災室に協議をお願いします。											

担当課:総務課防災室(76-0203)

⑭

補助金名	八頭町道路等愛護事業交付金			
補助事業概要	土木施設の愛護を行う団体に対し、必要な支援を行う。 交付対象事業は、集落間を結ぶ主要な町道(集落内道路を除く)の清掃、除草又は植栽管理、河川の清掃、除草又は植栽管理			
補助金の額 (限度額等)	草刈り等が必要な面積1平方メートル当たり 40円 ※ただし、1団体につき年間12万円を限度とします。			
摘要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、事前に建設課に協議をお願いします。			

担当課:建設課(76-0206)

移動図書館巡回予定のお知らせ

町立図書館を利用しづらい方や地域の皆さんのために、本を積んだ移動図書館車が定期的に巡回します。絵本や児童書、雑誌、小説など約1,300冊を載せており、予約本の受け取りも可能です。ぜひお気軽にご利用ください。※警報(大雪・大雨・暴風など)発令時は運休します。

《令和7年度下半期 移動図書館車 巡回予定表》

私都コース	
10月	10/3・10/17・10/31
11月	11/14・11/28
12月	12/12・12/26
1月	1/16・1/30
2月	2/13・2/27
3月	3/13
巡回時間	金曜日
13:30～13:45	山田公民館
13:50～14:05	上峰寺集会所
14:20～14:35	野町公民館
14:40～14:55	市場集落
15:00～15:15	延命寺公民館
15:20～15:35	下私都改善センター



船岡コース	
10月	10/7・10/21
11月	11/4・11/18
12月	12/2・12/16
1月	1/6・1/20
2月	2/3・2/17
3月	3/3・3/17
巡回時間	火曜日
13:00～13:15	隼Lab.
13:25～13:40	西谷生活改善センター
14:00～14:15	水口でこの館

国中・大御門コース	
10月	10/14・10/28
11月	11/11・11/25
12月	12/9・12/23
1月	1/13・1/27
2月	2/10・2/24
3月	3/10・3/24
巡回時間	火曜日
13:35～13:50	池田集落
14:00～14:15	西御門山ノ手集会所

八東コース	
10月	10/10・10/24
11月	11/7・11/21
12月	12/5・12/19
1月	1/9・1/23
2月	2/6・2/20
3月	3/6・3/27
巡回時間	金曜日
13:40～13:55	皆原農村婦人の家
14:00～14:15	尾崎医院駐車場
14:25～14:40	安部地区福祉施設
14:45～15:00	新興寺集落

相談無料

困っていること、
お気軽にご相談ください。

あなたの
自立した暮らしを
サポートします。

秘密厳守

ご家族や周りの方からの
相談も受け付けています。

**八頭町福祉相談支援センター
ほっと**

こころ
ひきこもりになってしまった
なつてしまふ

生活
家庭の事など
不安がいっぱい

仕事
なかなか仕事が
見つからない

お金
返済が大変
借金の病気になってしまった

健康
病気になってしまった
しちゃう

暮らしの中での不安や困りごとを抱えて
周りに頼れる人がいない…など

相談支援員と一緒に解決しましょう!

安心のほっと
優しい対応にほっと

ひとりで悩まないで まずはご相談ください

困っていること、お気軽にご相談ください。

秘密は守ります

ひとりで悩まないで まずはご相談ください

失業や非正規雇用、低収入などが急増し、働く世代の生活保護受給者も増加しています。また、経済的な問題だけではなく、心身の問題、家庭の問題などさまざまな問題が複合的に絡み合っていることもあります。

しかし、単身世帯やひとり親世帯の増加、近所づきあいの希薄化などによる社会的孤立によって、誰にも相談できない状況も広がっています。

それらの生活上の悩みを抱える方々を支援し、生活をより良いものとして、自立につなげられるように「自立相談支援」の役割をもった「八頭町福祉相談支援センター『ほっと』」ができました。相談内容に応じて、専門機関と協力し継続的に支援をしていきます。

例えば…

- 生活の困りごとをどこに相談したらよいか
わからない。
- 収入が減り、家賃の支払いに困っている。
- 借金があり、生活の見通しが立たない。
- 電気、ガス、水道などの料金が払えず、止められてしまった。
- 働きたいが自分に合った仕事が見つからない。
- ひきこもりが長く、この先不安。など

相談の流れ ~専任の相談員がお受けします~

相談支援員

相談者から相談を受け、課題の分析やプランの作成、包括的な支援の実施を行います。
必要に応じて訪問支援なども行います。

受け止めます

- ◆お悩みを伺います。
- ◆生活状況の確認をします。

整理します

- ◆困っていることや問題を整理します。
- ◆改善計画と一緒に考えます。

支援します

- ◆関係する制度や窓口をご紹介します。
- ◆関係機関へ同行します。

相談できる方

生活保護を受給していない方で、経済的な問題や家庭の問題などさまざまな生活の困りごとを抱えておられる方、誰に相談してよいのかわからない方など、どなたでも相談できます。相談は無料です。

八頭町福祉相談支援センター 「ほっと」

TEL 0858-71-0100

E-mail: soudan@yazu-syakyo.or.jp

住所 / 〒680-0463 鳥取県八頭郡八頭町宮谷254-1
八頭町社会福祉協議会内

相談時間 / 8時30分～17時30分
月曜～金曜(祝日・年末年始を除く)

八頭町社会福祉協議会

八頭町福祉相談支援センター「ほっと」では

家計改善支援事業

を行っています。

このようなことで
悩んでいませんか…?

賛沢していないのに
毎月の生活費が
足りない…

借金の返済が
大変…

何にいくら
支払って
いるのかよく
わからない…



ひとりで悩まないで
まずはご相談ください。

家計に問題を抱える方からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再建に向かう支援を行います。

生活に余裕が
できた!!

すこしずつ
借金の返済ができる
ようになった!!

家計が
改善された!!

秘密
厳守

相談
無料

家計改善支援事業とは…?

家計のやりくりがうまくいかない、借金があるなどの課題を抱える方に対し、**家計の再建**に向けたきめ細やかな相談や債務整理に関する支援を行います。

家計が苦しくなっている要因は、病気・ローンの支払い・生活費・子育て・子どものひきこもり・仕事探し…など、さまざまです。それぞれの状況に合わせて家計の改善を図ることで、「収入は増えていないが、経済的にゆとりが生まれてきている」、「子どもの進学時の出費が心配だったが、借入れが少額で済むことと返済計画の見通しができ安心した」といった状況へ変わることもあります。

これからやってくる将来のリスクを乗り越えるため、 家計の「見える化」を行い、 家計改善に取り組んでみませんか？^④

家計相談で関わらせていただく支援員は、社会福祉に関する知識・経験をもっており、「家計」や「お金」のことなど、一人一人の悩みに応じた解決策を考え、家計立直しのお手伝いをします。

対象者

- 八頭町在住の方で家計に関する悩みのある方（生活保護を受給している方は対象外です）

相談方法

- 窓口又はお電話で家計改善相談申込をお願いします（相談の日程調整をします）

留意事項

- 各支援機関と連携を図るため、相談者の同意を得て情報共有を行います
- 収支状況のわかる書類（領収書等）と一緒に確認させていただくことがあります



半年から1年間の期間で、月1回程度継続的に家計見直しをお手伝いし、家計管理を相談者自身ができる目標に支援していきます。



みんなの自立した
暮らしをサポートします。



八頭町福祉相談支援センター「ほっと」

〒660-0463 烏取県八頭郡八頭町宮谷 254-1

八頭町社会福祉協議会内

TEL 0858-71-0100

E-mail soudan@yazu-syakyo.or.jp

相談時間 8:30~17:30
月曜~金曜（祝日・年末年始除く）



緑豊かな山間にあります

鍛冶屋温泉

久遠の湯

鍛冶屋温泉

T680-0532 島根県八頭郡八頭町東593-1
(八東地域福祉センター内)
<https://www.yazu-syakyo.or.jp>

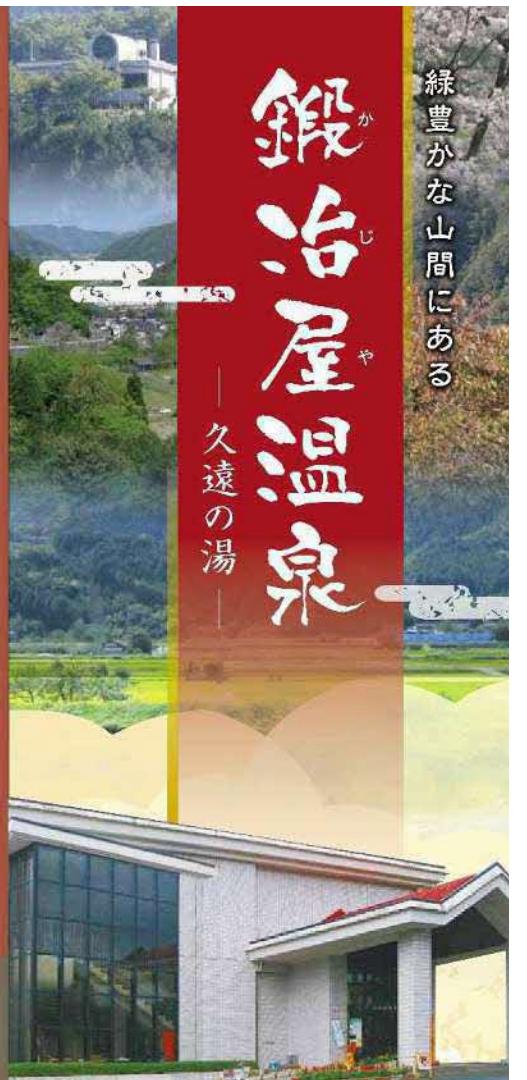


- お車でお越しの方…島根県「河原IC」より国道29号線若桜方面へ車で20分
- 公共交通機関でお越しの方…若桜鉄道「徳丸駅」より徒歩15分

お問合せ先

八頭町社会福祉協議会 八東支所

T680-0532 島根県八頭郡八頭町東593-1
TEL.0858(84)2210 FAX.0858(84)2227



営業時間

午前9時～午後5時(受付は午後4時30分まで)
(3月下旬～11月30日の間、土・日・祝日は午後7時まで)

定休日

毎週火曜日及び・年末年始(12/29～1/3)

*火曜日が祝日の場合は営業します。(その場合、水曜日は休業します)

入浴料

八頭町内在住者

・300円[回数券 3,000円(11回分)]

八頭町外の方

・400円[回数券 4,000円(11回分)]

小学生、身障者等(町内外とも)

・200円[回数券 2,000円(11回分)]

*毎月26日は「風呂の日」

入浴料100円引き(現金利用のみ)

*タオルの備え付けはしておりません。

持ち込みもしくは受付カウンターにてご購入ください。

八頭町内で10名以上の団体に限り、
無料で送迎を致します。

無料の休憩室あります



温泉をご利用の方であれば
どなたでも無料で休憩できます。

休憩室



マッサージ器を設置しています。(無料)

マッサージ



団体の方が使用できます。
(要予約)使用料金がかかる
場合があります。詳しくは
お問い合わせください。

大和室

入浴上の注意

- (1)高度の動脈硬化症、高血圧、心臓病の方は、原則として高温浴(42℃以上)に入らないでください。
- (2)熱い温泉に急に入ると、めまい等を起こすことがあるので、十分注意してください。
- (3)食事の直前、直後及び飲酒しての入浴は避けてください。
- (4)入浴中は安静にし、入浴後は一定時間の休息をとってください。

禁忌症

急性疾患、呼吸不全、高度の貧血 等



効能

神経痛・筋肉痛・五十肩・運動麻痺・関節のこわばり・
打ち身・くじき・慢性消化器病・痔疾・冷え性・
病後回復期・疲労回復・健康増進・動脈硬化症・
切り傷・火傷・慢性胃腸病 等

源泉名

鍛冶屋温泉

泉質

ナトリウムイオン
硫酸イオン
炭酸水素イオン

泉温

25.2°C (源泉)